

## 第2章 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

条 文	処 分 内 容	処 分 機 関 標準処理期間
法第3条第1項	農地等の権利移動の許可	農業委員会 4週間
法第4条第1項	農地転用の許可 農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条に規定する都道府県機構（以下、「県機構」という。）の意見を聴かない事案）	農業委員会 4週間
	農地転用の許可 （県機構の意見を聴く事案）	農業委員会 6週間
法第5条第1項	農地等の転用のための権利移動の許可（県機構の意見を聴かない事案）	農業委員会 4週間
	農地等の転用のための権利移動の許可（県機構の意見を聴く事案）	農業委員会 6週間
法第18条第1項	農地等の賃貸借の解約等の許可	農業委員会 230日